

鳥取県告示第 552 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町妻鹿野字財尾山2106の2、2106の4、2107の2、2107の3
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため